

排水設備工事に係る取扱要綱

平成 22 年 3 月 1 日発行

加除（さしかえ）表

追録第 7 号

手順 種別	ぬきとるページ	枚数	追録から加える ページ	枚数	加えるところ
総目次					
第 1 部					
第 2 部	28 から 29 まで	1	28 から 29 まで	1	P 27 の次へ
第 3 部	62 から 69 まで	4	62 から 69 まで	4	P 61 の次へ
	72 から 72-1 まで	1	72 から 72-1 まで	1	中見出し 6 の次へ
	78	1	78	1	中見出し 10 の次へ
	79-1 から 79-2 まで	1	79-1 から 79-2 まで	1	中見出し 13 の次へ
第 4 部					
第 5 部	81 から 82 まで	1	81 から 82 まで	1	P 80 の次へ
	87 から 88 まで	1	87 から 88 まで	1	P 86 の次へ
	93 から 94 まで	1	93 から 94 まで	1	P 92 の次へ
参考資料					

これで加除（さしかえ）が終わりましたので、「追録加除整理一覧表」に追録号数等を記入してください。

第2部

1. 調査

(1) 事前調査

- ① 現場調査に先がけて、事前に処理区域、排水区域、下水の排除方式、公共汚水柵の設置箇所、その他排水設備工事に係る必要事項を各関係課に確認をすること。
- ② 公共汚水柵がない場合や、除害施設等の場合は、担当係と打合わせをし必要な手続きをとること。

(2) 現地調査

- ① 現地調査は、建物の平面、公道、私道、隣地境界、公共下水道管および汚水柵、その他在来の排水設備等をスケッチし、施設の設置予定位置における距離、地盤高、公共下水道管および汚水柵などの深さを記入すること。
- ② 現地調査時に接続する公共汚水柵等につまりや破損等があった場合は、管路整備室および東部営業所と協議すること。
- ③ 家屋の増改築などの将来計画を考慮して後日布設替の生じないよう設置者と十分打合せをすること。
- ④ 他人の土地及び既存の排水設備を利用しようとする場合または水洗便所の設置者がその建物の所有者でない場合は、あらかじめ利害関係人の同意を得るよう設置者に連絡し、後日紛争の起きないように留意すること。
- ⑤ 大量の下水または悪質な汚水を排除されるおそれがある時は、あらかじめ管路整備室、終末処理場、業務課および東部営業所に申し出、その指示を受けること。
- ⑥ 衛生器具の選定やトイレの改造等については、設置者と十分打合せをすること。
- ⑦ 道路占用および使用を必要とする場合は、設置者に道路占用および使用許可申請の事務手続の期間が必要であること、および舗装道路を破壊し工事をする場合で、復旧費が設置者の負担になる時は、あらかじめ了解を得ること。

2. 設計図書

設計図書の作成については、次の取扱を標準とし、第3部の取扱に従い作成すること。

なお、排水設備の製図は、設計における技術的表現であり、工事の施工、および工事費積算の基礎であると同時に、将来の維持管理のための必須の資料であることから統一的な方法により明瞭、正確、容易に理解できるものとする。

(1) 附近見取図

一街区程度の範囲に申請地の位置（町・丁など）道路および隣地家屋の屋号または氏名，方位，めぼしい目標などを記入し，申請地を赤線で示す。

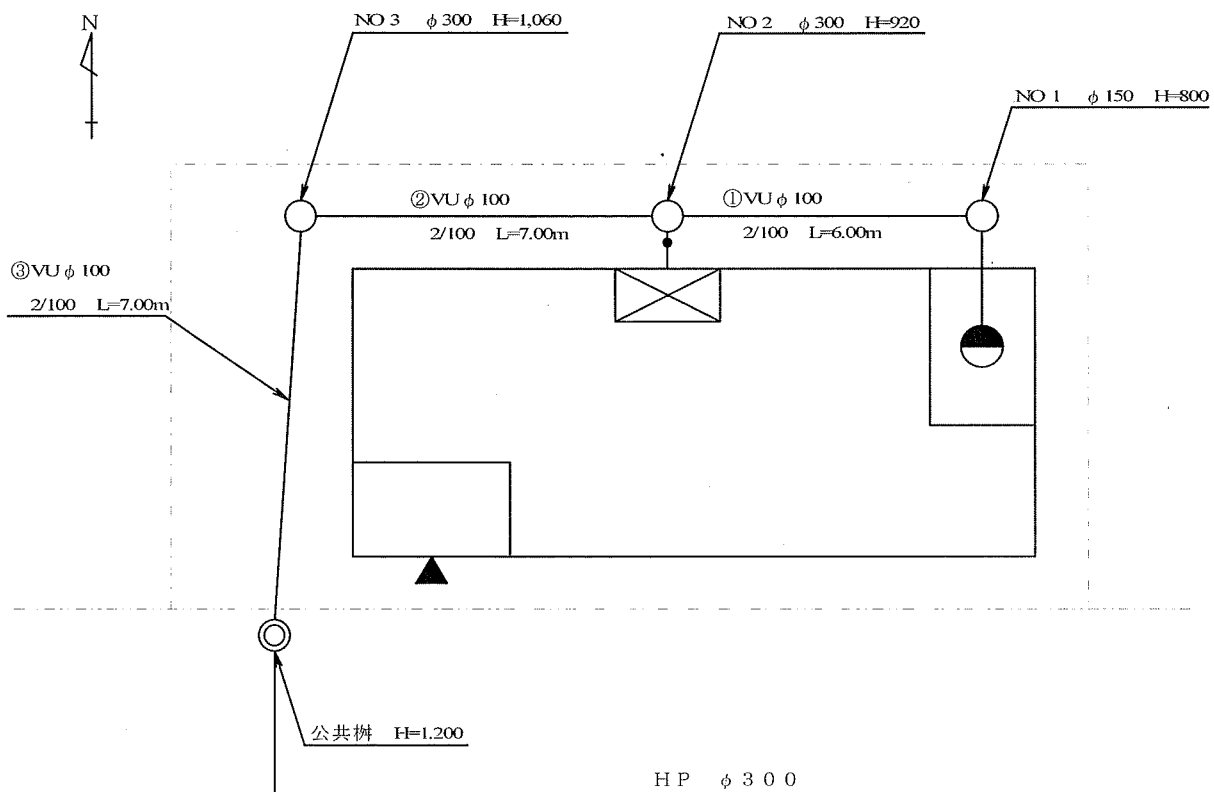
縮尺はおおむね1500分の1以上とする。

(2) 平面図

縮尺は100分の1を標準とするが，これによりがたい時は300分の1までの範囲とし，表-1の凡例に従って図-1の要領で，次の事項を表示する。

- ① 道路，建物（台所，浴室，洗たく場，便所，洗面所，玄関，その他必要な排水箇所，および既設の排水設備，給水栓の位置等）および公共汚水桝と本管の位置，管径，管種など。
- ② 隣地との境界，へい，庭（配管経路に関係ある庭木，池，築山等）路地，附属建物（物置，車庫等）既設の排水設備など。
- ③ 縮尺，方位，排水管の材質，管径，延長，勾配，桝の大きさ，深さ，桝番号など。
- ④ 衛生器具，トラップの種類と位置など。

図-1 平面図

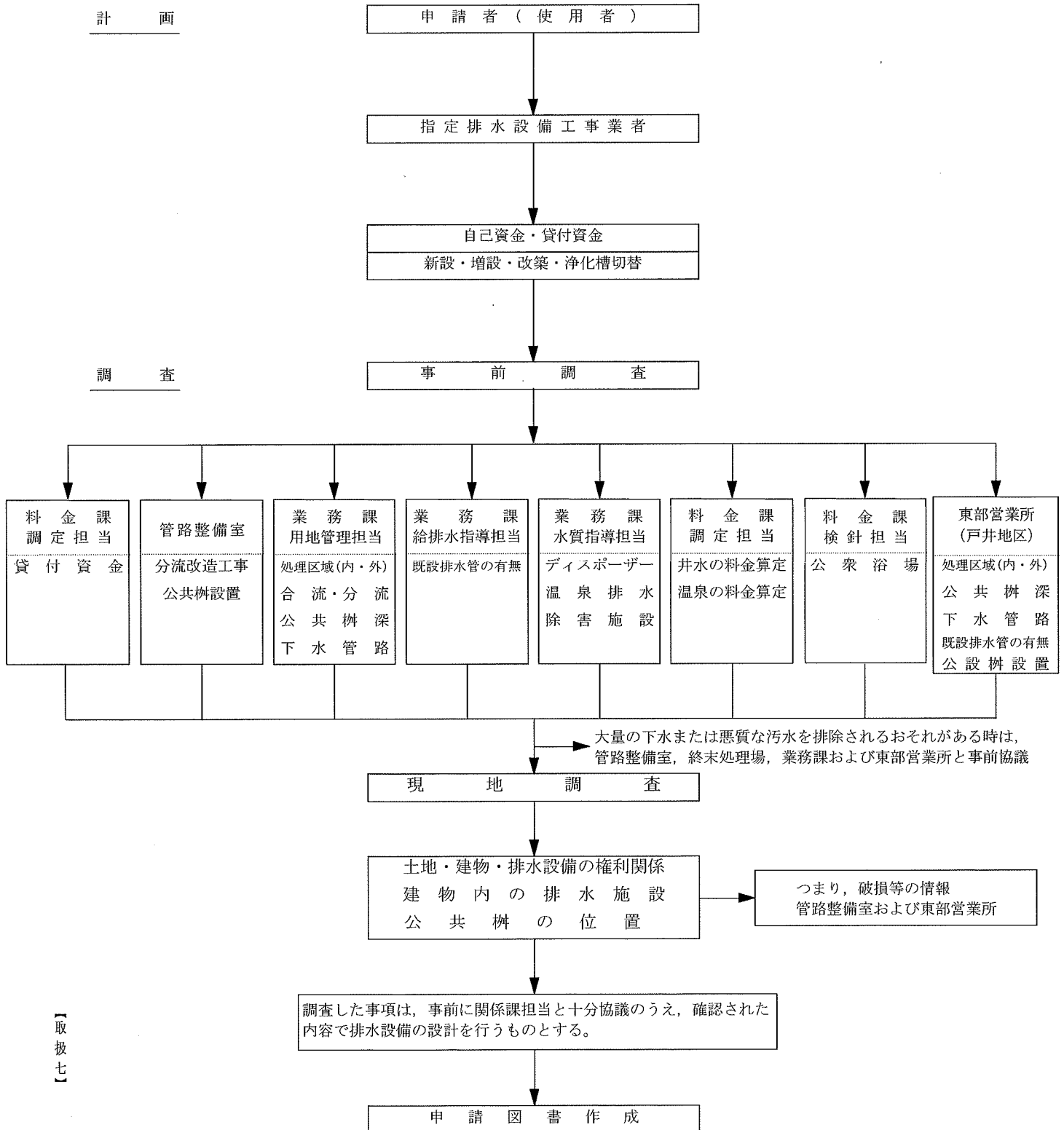


(注) 2階以上からの排水があるときは，各階の平面図を必要とする。

第 3 部

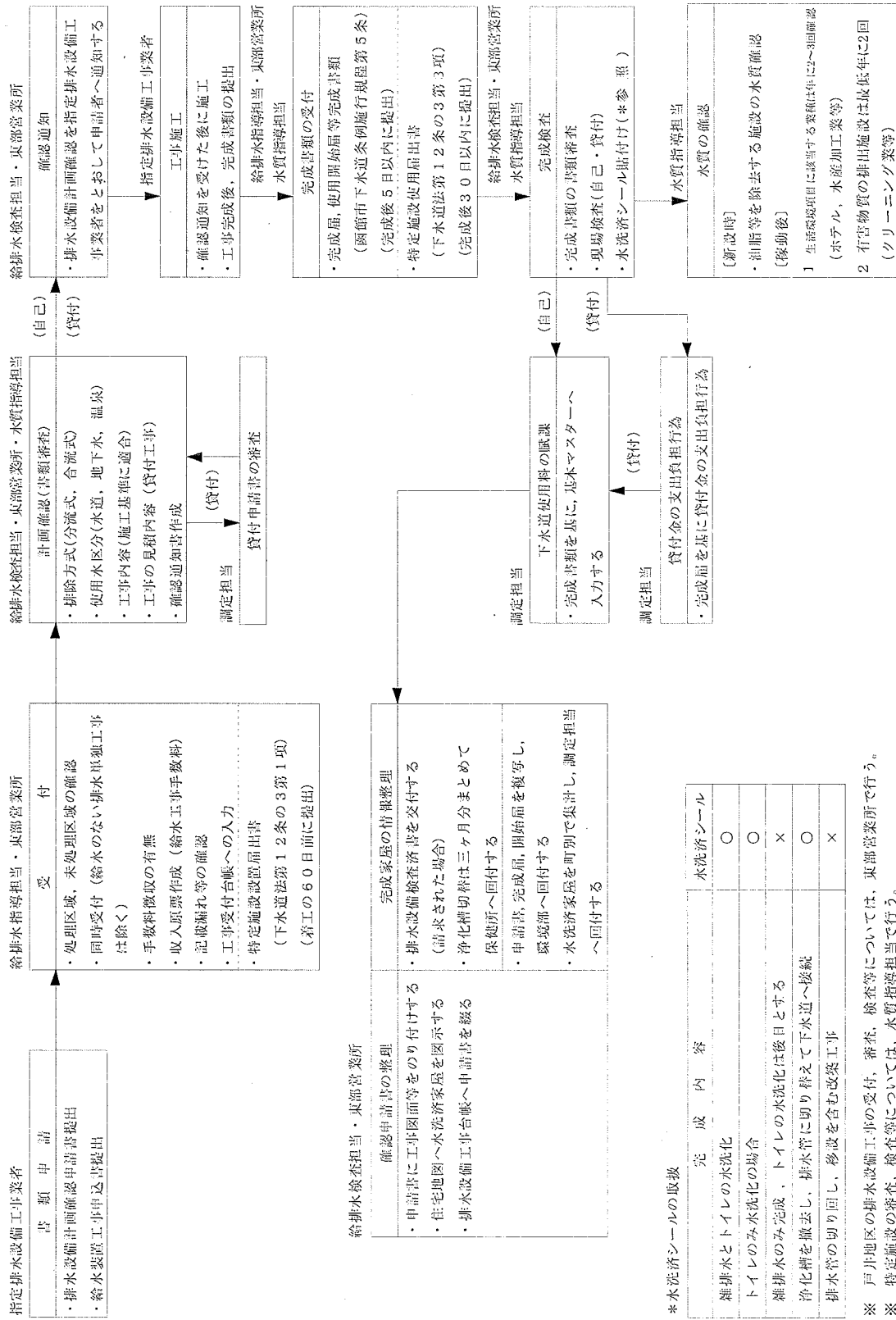
1 . 手続業務のフロー

(1) 排水設備工事の計画・調査に係る基本フロー



【取扱七】

(2) 排水設備工事の業務処理基本フロー



*水洗済シールの取扱

完 成 内 容	水洗済シール
雑排水とトイレの水洗化	○
トイレのみ水洗化の場合	○
雑排水のみ完成、トイレの水洗化は後日とする	×
浄化槽を撤去し、排水管に切り替えて下水道へ接続	○
排水管の切り直し、移設を含む改築工事	×

※ 戸井地区の排水設備工事の受付、審査、検査等については、東部営業所で行う。
 ※ 特定施設の審査、検査等については、水質指導担当で行う。

2. 排水設備工事の申請手続

(1) 排水設備工事の申請

- ① 排水設備計画確認申請書は、工事着工前に提出しなければならない。
- ② 工事は、排水設備計画確認通知を受けた後に施工すること。
- ③ 排水設備計画確認申請書は、給水装置工事申込書と同時に提出すること。

(2) 申請に必要な図書

① 自己資金工事の場合

- | | |
|--------------------|--------|
| ア 排水設備計画確認申請書 | (別紙 1) |
| イ 排水設備工事材料表 | (別紙 2) |
| ウ 工事図面 (平面図および立体図) | (別紙 4) |
| エ 排水設備計画確認通知書 | (別紙 5) |

② 貸付資金工事の場合

- | | |
|------------------------|--------|
| ア 排水設備計画確認申請書 | (別紙 1) |
| イ 排水設備工事設計書 | (別紙 3) |
| ウ 工事図面 (平面図および立体図) | (別紙 4) |
| エ 排水設備計画確認通知書 | (別紙 5) |
| オ 貸付申請書 | (別紙 6) |
| カ 市・道民税納税証明書 (申請者・保証人) | (前年度分) |
| キ 固定資産税納税証明書 (申請者) | (前年度分) |
| ク 所得証明書 (申請者) | (前年度分) |

※ ただし、保証人が、申請者の配偶者または未婚の子の場合には、保証人の所得証明書も必要。

- ケ 貸家、アパート、共有名義の場合、建物の所有を確認できる書面
(固定資産税納税通知書、登記事項証明書、権利書または、賃貸借契約書の写し)

③ その他必要と認める書類

(3) 申請書類の作成

① 排水設備計画確認申請書

- ア 申請書の作成にあたっては、別紙1を参考にする。
- イ 申請者の住所は、申請時に居住している住所で申請すること。
- ウ 水洗便所改造工事と雑排水工事(台所等)の両方の工事がある場合は両方に○を、雑排水工事だけの場合は、雑排水のみに○をつけること。
- エ 他人の所有する土地や建物、他人が設置した排水設備を使用する場合は、利害関係人の同意を得て記入し押印すること。

なお、利害関係人が多数いる場合は、別添で添付することができる。

② 排水設備工事材料表 (自己資金工事)

- ア 材料表の作成にあたっては、別紙2を参考にする。
- イ 給水装置工事の手数料の対象となるもので、簡易な給水管の改造工事の場合は、排水設備工事材料表に数量を記入し、給水装置工事申込書を添付

して提出することができる。

ウ 管路延長の数量は小数点以下第1位までとし、材料の数量は工事図面から算出される数値と一致すること。

エ 材料表には、指定業者、設計者の押印をすること。

オ 使用する便器その他の材料は、J I Sまたは工業会等の規格品を使用すること。

③ 排水設備工事設計書（貸付資金工事）

ア 設計書の作成にあたっては、別紙3を参考にする事。

イ 便槽処理が計上されていること。

ウ 丸型汚水枳および枳設置工は、枳深別になっていること。

エ トイレ内の改修工事でガラスウールの内訳（壁、床、天井）が○で明示されていること。

オ クッションフロアー、ガラスウール、クロスの面積は整合性があること。

カ 管路延長の数量は、小数点以下第1位までとし、材料の数量は、工事図面から算出される数値と一致すること。

キ 設計書には、施工業者、設計者の押印をすること。

④ 工事図面（平面図および立体図）

ア 図面の作成にあたっては、別紙4を参考にする事。

イ 配管は既存部分を含め屋内の配管を記入すること。

ウ 2階以上の建物は、各階の平面図と大便器立体図を記入すること。

エ 雨水排水がある場合は、「R.D.」、「雨どい」、「泥溜枳」等を表示すること。

オ 新設、既設のものにかかわらず接続先を図示すること。（特に靴洗いやルーフトレーン、温泉排水等）

カ ルーフドレーンの排水を、公共雨水枳に直接接続する場合を除き、宅地内の設置可能な場所に泥溜枳を設置すること。

キ 枳間の勾配を記入すること。

⑤ 排水設備計画確認通知書

ア 確認通知書の作成にあたっては、別紙5を参考にする事。

イ 年月日、受付番号は記入しないこと。

ウ 宛名は、申請者名を記入すること。

エ 浄化槽切替や、区域外流入の場合は、欄外にゴム印で明示すること。

⑥ 貸付申請書

ア 申請書の作成にあたっては、別紙6を参考にする事。

イ 貸付申請書の下余白に、保証人と申請者との関係を記入すること。

ウ 市・道民税納税証明書、固定資産税納税証明書、所得証明書を添付すること。

エ 建物が貸家、アパート、共有名義の場合は、建物の所有を確認できる書面を添付すること。

⑦ 床下集合配管システムの申請手続

床下集合配管システムは、建物の構造によっては技術上の基準に適合しないこともあるため、事前に協議を行うものとし、申請手続を行うときは「排水へ

ッダー設置図」および「確認書」を添付して確認をうけること。また、設置する場合は、特に次の事項を注意すること。

ア 家屋内の管の勾配，水平曲げ角度。

イ 集合配管部の開口部および保守点検に必要なスペース。

ウ 露出配管に伴う凍結防止対策。

⑧ 貸ビル等の排水設備の申請

貸ビル等は，テナントごとに申請し，除害施設の必要なものもあるので，事前に協議すること。

(4) 確認通知書の交付

自己資金は，申請書の決裁終了後，申請者へ確認通知書を交付する。

貸付資金は，申請書の決裁終了後，料金課調定担当へ回付し，貸付審査が終了後，確認通知書を申請者に交付する。

(5) 工事の取り止めについて

排水設備工事を申請後に取り止める場合は，別紙15により「取り止め届」を給排水検査担当または東部営業所に提出すること。

3. 排水設備工事の完成書類の手続

(1) 完成書類の提出

① 排水設備工事完成届出書等は，工事完成后5日以内に提出しなければならない。

② 排水設備工事完成届出書等を提出するときは，給水装置工事検査申請書を同時に提出すること。

③ 立会検査の申請は，業務課または東部営業所の「給排水立会検査予定台帳」に必要事項を記入すること。

(2) 完成届提出に必要な図書

① 自己資金工事の場合

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ア 排水設備工事完成届書 | (別紙 7) |
| イ 公共下水道使用開始届書 | (別紙 8) |
| ウ 排水設備工事材料表 | (別紙 2) |
| エ 工事図面 (平面図および立体図) | (別紙 4) |
| オ 排水設備工事検査表 | (別紙 9) |
| カ 水洗便所改造工事写真 | (別紙 10-1, 10-2) |

② 貸付資金工事の場合

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ア 排水設備工事完成届書 | (別紙 7) |
| イ 公共下水道使用開始届書 | (別紙 8) |
| ウ 排水設備工事設計書 | (別紙 3) |
| エ 工事図面 (平面図および立体図) | (別紙 4) |
| オ 排水設備工事検査表 | (別紙 9) |
| カ 水洗便所改造工事写真 | (別紙 10-1, 10-2) |
| キ 委任状 | (別紙 11) |

ク 借用書

(別紙12)

ケ 印鑑登録証明書

(申請者, 保証人)

③ その他必要と認める書類。

(3) 完成書類の作成

① 排水設備工事完成届書

ア 完成届出書の作成にあたっては、別紙7を参考にすること。

イ 工事完成年月日は、工事および書類の作成までの全てが完了した日とすること。

② 公共下水道使用開始届書

ア 開始届書の作成にあたっては、別紙8を参考にすること。

届の日付は、書類の提出日を記入すること。

イ 使用開始年月日については、排水設備を公共桝に接続し、公共下水道を使用した日とする。

ただし、新築家屋や店舗などは、入居日や営業開始日を開始年月日として届出ること。

③ 排水設備工事材料表(自己資金工事)

ア 材料表の作成にあたっては、別紙2を参考にすること。

イ 材料の数量は、実際に使用した数量を記入すること。

ウ 施工業者、設計者の押印をすること。

④ 排水設備工事設計書(貸付資金工事)

ア 設計書の作成にあたっては、別紙3を参考にすること。

イ 工事完成后、見積金額と精算金額が同額であって、現場検査において変更が確認された場合は、設計書と図面の差し替えをすること。

ウ 施工業者、設計者の押印をすること。

⑤ 工事図面(平面図および立体図)

ア 工事図面の作成にあたっては、別紙4を参考にすること。

イ 工事に変更になった箇所は、書き直し差替えすること。

ウ ルーフドレンなどの雨水排水の配管を図面に明示すること。

エ 2階以上の建物は、各階の平面図と大便器立体図を記入すること。

オ 雨水系統と汚水系統が入り組んでいる場合は、系統別に色別すること。

カ 桝径、桝深および桝間勾配を記入すること。

キ 既設管を使用する場合は、既設管の桝深、桝間距離、勾配を記入すること。

ク 施工業者、設計者の押印をすること。

⑥ 排水設備工事検査表

ア 検査表の作成にあたっては、別紙9を参考にすること。

イ 検査は、完成書類の提出日までに工事施工業者が行うこと。

ウ 分流地区の現場検査では、誤接続を防止するため無落雪排水等(R. D. 等)の排水先を確認すること。

⑦ 水洗便所改造工事写真

ア 工事写真の提出にあたっては、別紙10-1, 10-2の用紙に貼り付け

【取扱七】

て提出すること。

イ トイレ内部の写真については、改造前と改造後の写真、床下給水状況の写真を撮影し提出すること。

貸付資金工事の床下グラスウールの写真は、床下給水状況写真と兼ねることができる。

⑧ 委任状

ア 委任状の作成にあたっては、別紙 1 1 を参考にする事。

イ 貸付資金工事の場合は、完成届書に添付すること。

⑨ 借用書

ア 借用書の作成にあたっては、別紙 1 2 を参考にする事。

イ 貸付資金工事の場合に、完成届書に添付すること。

ウ 連帯保証人は、料金課調定担当と協議すること。

エ 「月日」、「貸付金額」、「貸付番号」などは記入しないこと。

⑩ 印鑑登録証明書（申請人、保証人）

ア 貸付資金工事の場合に、完成届書に添付すること。

イ 申請人と保証人の印鑑証明は、完成届書提出日の 3 ヶ月以内に発行されたものであること。

4. 完成検査

(1) 現場完成検査

① 排水設備工事の完成検査は、自己、貸付資金工事の区分にかかわらず、完成書類の審査後、「給排水立会検査予定台帳」に記載された日程により、完成図書に基づき現場検査を行う。

② 現場検査においては、指定業者の責任技術者の立会を原則として、建物所有者等の立会が必要な場合は、立会いを求めることがある。

③ 指定業者、建物所有者等の負担軽減と、検査業務の効率化のため、給水装置工事と排水設備工事の同時検査を原則とする。

④ 軽微な変更等により現場検査を不要と認める場合は、写真、図面等による検査とする。

⑤ 現場完成検査が完了した家屋には、別紙 1 4 の「排水設備検査済書」の交付に替え、水洗化シールを貼りつけるが、申請者から要求があった場合は検査済書を交付する。

⑥ 指定業者は、検査の結果、改善を必要とする箇所があるときは、管理者の指定する期間内に改善の工事をし、再検査を受けなければならない。

なお、改善工事に係る費用は施工した指定業者の負担とする。

(2) 現場完成検査の主な項目

- ① 公共汚水柵の接続は、管底接続になっていること。
- ② 起点柵の管の土かぶりが30cm以上あること。
- ③ 柵間距離が管径の120倍以内（φ100なら12m）であること。
- ④ 掘削箇所の埋戻し状況を確認する。
- ⑤ 台所、洗面所、湯殿、水洗便所等より排水し、柵の蓋をあけ流出状況を確認する。
- ⑥ 居住者が不在の場合は、柵の蓋を閉じた響き音などを利用して公共汚水柵に接続されていることを確認する。
- ⑦ 大便器等を操作し設置状況や規格の確認を行う。なお、貸付資金工事の場合は、クロスやクッションフロアなどの改修工事も確認する。
- ⑧ トラップ柵が設置されている場合、通気口を設けるなど二重トラップにしないこと。
- ⑨ ルーフドレーンの排水については、柵の蓋を閉じた響き音などを利用して公共汚水柵に接続されていないことを確認する。
- ⑩ 完成検査後、指定業者の名前が記入されている「水洗便所の正しい使い方」のパンフレットを使用者に渡し、水洗済シールを申請者の承諾を得て貼り付けること。
- ⑪ 水洗済シールは、1棟1枚を原則とし、アパートやマンションのような集合住宅は、建物の入口の目立つ場所に1枚貼ること。
ただし、建物所有者が異なる場合は、別々にシールを貼ること。

6. 公共樹設置の取扱

(1) 目的

排水設備工事を施工しようとする敷地に公共樹がなく、排水設備を接続することができない場合、公共樹設置要件に該当するときは、新たに公共樹を管理者が設置する。

(2) 公共樹設置の要件

① 公共汚水樹を設置する場合

- ア 公共下水道本管新設工事の際に、公共樹が設置されていない場合。
- イ 土地の売買等による土地分筆のため、公共樹が必要とされる場合。
- ウ 他人の土地を利用しなければ既設公共樹に接続できない場合。
- エ 建物の新築、増改築等により、既設公共樹の深さが不足する場合。
- オ 宅地内に容易に移動または解体、復旧することが困難な構築物があり、排水設備を迂回しなければ既設公共樹に接続できず、管勾配を最大限考慮しても技術的に既設公共樹の利用が困難な場合。
ただし、開発行為、区画整理箇所を除く。
- カ その他、管理者が必要と認める場合。

② 公共雨水樹を新設する場合

- ア 分流式区域の公共雨水管が整備されている場所で、公道および私道の路面排水を排除する場合を除き、敷地内の雨水（雨どい、無落雪、池等）を排除するために排水設備を設ける場合。ただし、取付管口径は、150mmを標準とし、樹は一宅地一基を原則とする。また、この規模を超える排水施設能力を必要とする場合は、別途協議すること。
- イ その他、管理者が必要と認める場合。

(3) 公共樹設置申請の手続き

- ① 公共樹設置を申請する場合は、設置要件、位置、深さ、流入管径、設置希望時期について事前協議すること。
- ② 事前協議で申請が認められた場合は、公共樹設置申請書に排水設備計画確認申請書、排水設備工事図面の写しおよび付近見取図、また必要な場合には土地使用承諾書を添付し提出すること。
- ③ 公共樹設置工事は、工事発注事務、道路管理者との協議、占用手続きのため、2ヶ月程度の期間を必要とすることから、速やかに公共樹設置申請書を提出すること。
- ④ 公共樹設置の事前協議および公共樹設置申請は、本局管内については事業部管路整備室、東部営業所管内（戸井地区）については東部営業所または事業部管路整備室で受け付ける。

(4) 西部地区の私有地内への公共柵設置工事

- ① 土地所有者の承諾が得られ、管理者が必要と認めた場合は、石積みおよび現場打ちコンクリート側溝に限り、側溝を横断し私有地内に管理者が公共柵を設置する。
- ② 既設公共柵から側溝を横断して私有地内に設置するため、土地使用承諾書を公共柵設置申請書に添付して提出すること。
- ③ 申請手続きは、(3)の公共柵設置申請の手続きによる。

10. 公共下水道施設の一時的な使用許可に関する取扱

(1) 目的

建設工事等による地下湧水や温泉の揚水試験のため、一時的に公共下水道を使用する場合について、排水処理を適正に行うことを目的とする。

(2) 公共下水道施設の一時使用許可に伴う申請

① 申請書類

ア 公共下水道一時使用許可申請書

イ 附近見取図

ウ 平面図

エ 縦断図

オ 沈砂槽等の構造図

カ 排水量算定書

排水量については、ポンプの能力をもとに一日あたりの排水量（ m^3 /日）と使用予定日数を乗じて算定したもの。

② 申請手続

ア 申請者は、公共下水道一時使用許可申請書を管理者へ提出する。

イ 管理者は、申請書の内容を審査し、許可書を申請者に交付する。

ウ 使用を開始した時は、使用開始届を速やかに管理者へ提出する。

エ 使用を終了した時は、使用終了届を速やかに管理者へ提出する。

③ 工事に係わる条件

ア 沈砂槽は管理者と十分協議のうえ設計し、設置すること。

イ 沈砂槽は排水を開始してから定期的に点検し、溜まった沈砂は除去すること。

ウ 排水時の土砂等により公共下水道管が閉塞し、あるいは流水に支障が生じたときは、管路整備室および東部営業所に連絡し、指示に従い、申請者の責任において清掃すること。

エ 使用の状況によっては、一時中止を命ずることがある。

オ その他管理者の指示がある場合は、これに従うこと。

(3) 中間検査

中間検査は、管理者へ使用開始届提出後に施設の設置状況、放流先および放流水の水質が基準に適合しているかを検査するもので、検査にあたっては、現地において施工者立会いのもと、管理者が検査を行うことを原則とする。

(4) 下水道使用料について

使用終了届を提出後に、公共下水道へ排出された排水量に応じて算出した下水道使用料を別に発行する納入通知書により支払うこと。

1 3. 排水設備工事竣工図書等の閲覧の取扱

(1) 目的

排水設備工事に係わる竣工図書等の適正な管理を行うため、現行保管している竣工図書等の管理のほか閲覧方法、複写に関する取扱を定める。

(2) 情報公開の基本

- ① 竣工図書の情報公開は、「個人情報保護法」、「函館市情報公開条例」および「函館市個人情報保護条例」による。
- ② 排水設備工事に伴い所有者等から請求があった場合、または地下埋設工事等で現場確認のために資料が必要になった場合とする。

(3) 対象図書の名称

- ① 排水設備工事台帳
- ② 下水道工事竣工箇所平面図台帳：1 / 5 0 0 および路線別竣工図
- ③ 分流改造工事施工図台帳

(4) 対象図書の閲覧の基準

- ① 閲覧を請求する者は、請求場所1箇所ごとに別紙17の「閲覧申込書」に関係事項を記入し、対象図書を管理する受付担当係に提出する。
- ② 閲覧場所は、「閲覧申込書」を提出した受付窓口とする。
- ③ 閲覧の内容により、別の閲覧場所を指示することがある。
- ④ 閲覧する場合は、担当者が立ち会うものとし、水道局外への持ち出しを認めない。

(5) 対象図書の複写の基準

- ① 複写の交付を受ける者は、請求場所1箇所ごとに「閲覧申込書」に関係事項を記入し、対象図書を管理する受付担当係に提出する。
- ② 交付を受ける場所は、「閲覧申込書」を提出した受付窓口とし、複写の部数は一部とする。
- ③ 排水設備工事台帳および分流改造工事施工図台帳については、請求人が当該排水設備の所有者または使用者もしくは工事関係者で所有者等の代理の者である場合は、台帳の写しの交付を受けることができる。
- ④ 排水設備計画確認申請書の複写は、原則として認めない。
- ⑤ 下水道工事竣工箇所平面図台帳の複写については、排水設備工事等の関係者が、写しの交付を受けることができる。
- ⑥ その他の工事業者の請求で、公共下水道管の事故防止上必要と認めた場合は、関係箇所の写しの交付をすることができる。

(6) 閲覧および複写の留意事項

閲覧および複写に関しては、下記の事項を遵守し、窓口担当者の指示に従うこととする。

- ① 利用目的を確認できる資料（工事契約書の写し、見積依頼書等）の提示を求めたときは、これに応じること。
- ② 閲覧および複写において得た個人情報（特定の個人が識別できる住所および氏名などのほか、家屋の間取り、利害関係事項等）は、個人のプライバシーの

保護ならびに基本的人権を侵害することのないよう、十分な配慮をすること。

- ③ 閲覧および複写により知り得た事項は、使用目的以外には絶対に使用しないこと。
- ④ 閲覧および複写を基に作成した書面等は、他に漏れることのないよう管理し、利用目的の達成後においては、不必要となった書面は、速やかに廃棄すること。

(7) その他

- ① 各種図面は、町の形態等と整合がとれない部分もあり、経年管については、竣工図不明により、閲覧できないものもあることに留意すること。

住 宅	受 付
-----	-----

排水設備工事完成届書

平成 年 月 日 ①

函館市公営企業管理者水道局長 様

住 所
届 出 者 氏 名 印 ②

- ① 提出日を記入すること。
- ② 貸付工事の場合は、届出者は申請者とし、印鑑登録証明書の印を使用すること。
- ③ 実際に使用する者の住所、氏名を記入すること。(〇〇アパート、〇〇(株)等)
- ④ 工事全てが完了した日とする。

次のとおり排水設備工事が完成したので届け出ます。

工事の施行場所	函館市 町 丁目 (番地) 番 (住所 階層 手続 号 (不規則所 その他))
排水設備の使用の者	函館市 町 丁目 (番地) 番 号 ③
住所 (名称)	
工事施行業者	函館市 町 丁目 (番地) 番 号
住所 (名称)	
計画確認年月日	平成 年 月 日
工事着年月日	平成 年 月 日
工事完成年月日	平成 年 月 日 ④

公共下水道使用開始(休止・廃止・再開)届書

平成 年 月 日 ①

函館市公営企業管理者水道局長 様

住所
届出者

氏名 _____ ②

- ① 提出日を記入すること。
- ② 届出者は使用者となるが、代理人も可とする。
アパートの場合は、使用者全員提出すること。
- ③ 排水の種類を記入すること。
- ④ 居住者の人数を記入すること。
- ⑤ 排水設備を公共樹に接続し、公共下水道を使用した日とする。

— ∞ ∞ —

次のとおり公共下水道の使用を開始(休止・廃止・再開)したので届け出ます。

使用場所	西館市	町	丁目	(番地) 番	号
水道水	家庭用			営業用(業種)	③
排水の種類別	温	家庭用		営業用(業種)	
	水道水				
	以外	家庭用		営業用(業種)	
居住者	人				④
使用の開始(休止・廃止・再開)年月日	平成	年	月	日	⑤

① 収入印紙

水洗便所改造等資金
排水設備設置資金
借用書

年 月 日 ②

函館市公営企業管理者水道局長 様

借 受 人 住 所 氏 名 印 ③
連 帯 保 証 人 住 所 氏 名 印 ④

— 9 3 —

水洗便所改造等資金
排水設備設置資金 を借用したので、次のとおり償還します。

借 用 金 額	円	⑤
償 還 回 数	年 月 から 年 月 まで	回
償 還 金 額	第1回 円, 第2回目以降	円
償 還 期 限	毎月末日	

(参考)

借用書に貼付する収入印紙は次のとおり。

借 用 金 額	印紙税額
1万円を超え 10万円以下	200円
10	50
50	100
100	500
500	2,000

- ① 借入金額で印紙税額が決まる。(別表参照)
- ② 記入しないこと。
- ③ 申請者のこと。申請者の印鑑登録をした印鑑を使用のこと。
- ④ 保証人の印鑑登録をした印鑑を使用のこと。
- ⑤ 記入しないこと。
- ⑥ 欄外に③, ④と同じ印で捺印すること。

